

学校いじめ防止対策基本方針 [指導マニュアル]

長野県松本深志高等学校

1. 基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題です。本校は、いじめの防止、早期発見、適切な対処を行うために、以下の基本方針を定めます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を指します。

3. いじめ防止のための取組

(1) 日常的な指導（未然防止に向けた取組）

日常的に未然防止、いじめのない学校風土を醸成するために、学年行事、教科科目の授業、クラスHRなどさまざまな場面をとらえていじめを許さない態度の育成に努めます。特に、携帯電話のメールやブログ、掲示板など SNS への書きこみについては注意喚起をします。

(2) クラス担任及び相談担当者（特別支援コーディネーター・養護教諭・学年担当）を中心に、いじめの早期発見、情報収集に努めます。

アンケートの実施：定期的に生徒アンケートを実施し、いじめの兆候を早期に把握します。

定期面談：生徒との定期的な面談を行い、いじめの兆候を見逃さないようにします。

(3) 教職員研修

いじめの防止に関する教職員研修を定期的に行い、いじめに対する感度を高めます。

4. いじめが発生した場合の措置

(1) 生徒・保護者から、いじめについて相談があった場合、直ちに被害生徒の安全を確保するとともに、学年職員、生徒指導主事、養護教諭、教頭で情報を共有します。

(2) 支援チームをつくり、被害生徒・保護者からの聞き取りを行います（日時・関係者の特定・事実関係・背景の確認）。話は親身になって聴き、辛さや悔しさを共感的にとらえます。「いじめられた側にも問題がある」というような発言は絶対にしません。

(3) 加害生徒や周囲の生徒やクラスの生徒からの情報収集を行います。

(4) 事実確認にあたっては、保護者に連絡を取り、理解を得ながら確認を進めます。

(5) 事実確認が終わったのち、今後の指導方向・対応策を協議します。その後、関係生徒・保護者に学校の方針を説明します。

(6) 被害生徒の安全を確保し、心のケアに努めます。場合によってはスクールカウンセラーの支援を要請します。

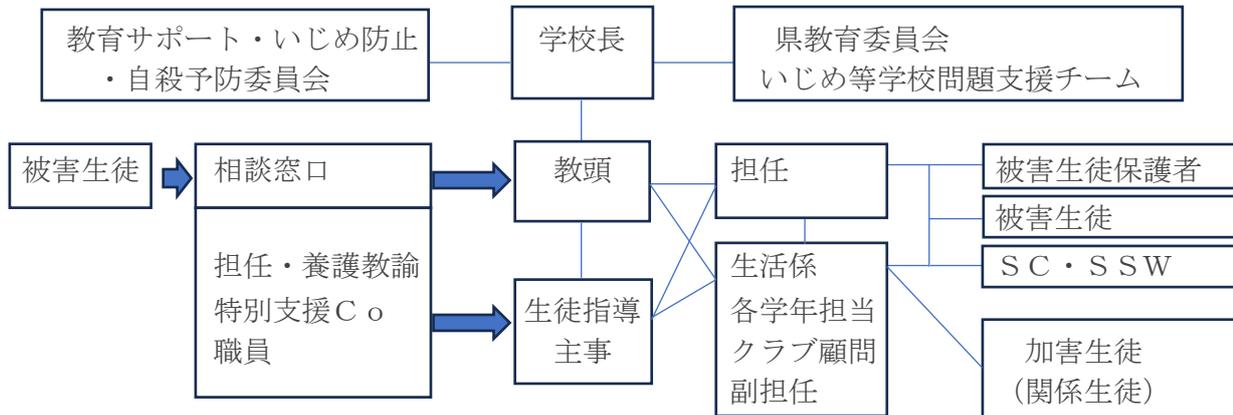
(7) 加害生徒に対して、相手の辛さに気付かせ、行為の不当性、重大性を自覚させます。誠意ある謝罪など、発達段階に応じて自己の行為に責任を取らせませす。いじめにいたった心情・背景をさぐり、ストレス、不快感の解消に努めます。

(8) 必要に応じて、SC、SSW、警察、病院等の外部機関とも連携し、学校だけで抱え込まず、深刻な事態にならないよう、協力体制を整えて解決に臨みます。特に、ネット上でのいじめについては、専門機関とともに対策を講じます。

7. 重大事態への対処

緊急対応：重大な事態が発生した場合、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。

8. いじめ問題発生時の対応組織図と分担



【いじめ対応担当者会議】 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、クラス担任、特別支援コーディネーター等

① 情報収集及び整理

- ・ 関係職員から情報収集
- ・ 被害生徒や保護者から事実確認
- ・ 加害生徒（保護者に了承を得る）、周囲の生徒、クラスの生徒から事実確認
- ・ クラスや学年など生徒から事実確認（必要に応じて）

② 指導体制・方針の検討（いつ、誰が、何を）

【緊急職員会議】 全教職員

- ① 情報の共有 ② 指導方針の共通理解 ③ 校内的な取組及び支援体制



【生活係・クラス担任】

- ・ 被害・加害の保護者への説明

【校長・教頭】

- ・ 県教育委員会への連絡、説明
- ・ PTA役員等への説明
- ・ マスコミ対応

【教育サポート・いじめ防止・自殺予防委員会】

- ・ 問題の総括、再発防止策の検討

【SC（スクールカウンセラー）】

- ・ 支援が必要な生徒へのカウンセリングの実施及びサポート

【クラス担任・学年・生活係】

- ・ 被害生徒への支援
- ・ 加害生徒への指導
- ・ 傍観者への指導
- ・ クラス全体への指導

【生活係】

- ・ 全校生徒への指導（必要に応じて）

【学年】

- ・ 当該学年の生徒への指導（必要に応じて）

【全教職員】

- ・ 組織的、継続的な指導及び支援